

— 傾斜した場所に工事車両を停める際は必ず輪どめ —

車両の逸走防止のため 輪止めを使用してください




現場では、写真のように傾斜した場所に車両を駐車しなければならぬ場合が少なくありません

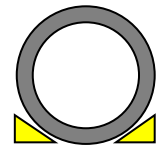
そのような場合、サイドブレーキを確実にひいて逸走を防ぐことが必要ですが、更に輪止めを設ければ車両逸走による事故の確実な防止ができます。



労働安全衛生法では車両系建設機械の運転者が“運転位置から離れるとき”にはバックホウであれば、バケットを地上に降ろし、エンジンを停止させなければなりませんし、走行ブレーキを備えた車両であればブレーキを掛けてからでないと、運転席から離れることは許されません。
ただし、この規定は必要最低限の決まりであり、ブレーキが緩んでいれば走り出してしまふ恐れのある傾斜地などでは更に安全を考慮して、輪止めを設けるべきだと思います。

← 輪止めについては各自にて用意とさせていただきますがこの様に現場にて共用の輪止めを用意している場合はこちらを利用してください

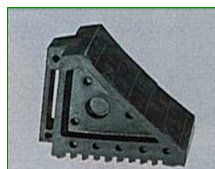
注意！ 車両だけでなく、ヒューム管などの転がる恐れのあるもの
 **転がってもらっては困るものにも 輪止めを確実に**



新発田建設の安全ルール

§.傾斜した場所に車両を停めておく際は、輪止めを掛けてください。

輪止めの種類は問いません、写真のような既製品のゴム製、金属製だけでなく、角材で作った木製のものでも勿論かまいません
 但し、石ころを挟み込んだり
 栈木を噛ませておくだけなどは
 輪止めとは認めません。



ゴム製



アルミ製

木製

